

1 安保法制違憲京都訴訟の経過

本訴は、2016年12月19日、原告ら97名で提訴し、その後、第2次提訴、第3次提訴を経て、最終的には、原告数126名での訴訟となった。

2017年4月20日の第1回口頭弁論期日から15回の口頭弁論期日が開かれ、2021年4月15日に結審となった。

その間、12の準備書面、8の損害論準備書面を提出し、原告2名と学者証人2名の尋問を実現した。全国の同種の裁判では証人の採用がされないこともあり、京都独自の学者証人2名の採用をさせたことは大きな成果であったといえる。

また、期日では、原告本人の意見陳述を実施してきた。第2回期日において、事前の裁判所とのやりとりでは実施を前提に話が進んでいたにもかかわらず、当日、裁判長が突然意見陳述を認めないとの見解を示し、弁護団の猛抗議にもかかわらず意見陳述が実現しないということがあった（その後、同裁判長は転任した）。そのため、その後は、本人の陳述内容を損害論準備書面として提出して弁論として実施したとの経過があり、厳密には、原告意見陳述を勝ち取ってきたとはいえ側面もあるが、原告席ではなく証言台での陳述は確保した。

直接の戦争体験がある原告をはじめ、復員してきた父親になじめず家庭崩壊が起こった原告、敗戦直後に幼少期を過ごし戦争の悲惨さを間近に体験して育った原告、教員として平和憲法を子どもたちに教えてきた原告など、様々な立場から裁判所に対して、戦争の悲惨さ、その戦争を二度と起こさないことをアイデンティティとして過ごしてきた原告らの体験を本人の口から直接伝える場となった。

2 2021年8月19日判決

これらの経過を経て、本年8月19日に判決の言い渡しが行なわれた。証人の採用、原告本人意見陳述に対する裁判所の耳の傾け方などから、全国の同種裁判における先行判決よりも幾分かはマシな判決が出るのではないかとの期待も少しあったが、残念ながら、我々の期待に添うような内容は微塵もない判決で

あった。

判決の内容の問題点についていちいち触れるには紙幅が足りないので、一部のみを引用したい。

（原告らは、平和安全法制関連 2 法は、一見して明白に憲法 9 条に違反し、憲法の基本原理を変容させると主張するが）「平和安全法制関連 2 法は、あくまで法律であるから、仮に平和安全法制関連 2 法及びこれによって改正又は制定された法律が憲法に適合しないものであるならば、それらの法律が違憲無効となるにすぎず、平和安全法制関連 2 法はこの制定によって憲法の内容や効力に影響を与えることはない。」

弁護団員でもある福山団員は、これについて「憲法は単に字面として存在していればよいというお飾りではない。現実の規範力こそ憲法の命だ。判決のロジックに従えば、例えば法律に基づいて、政権党が三権全部を掌握して国民の基本的人権を弾圧し、軍事独裁を敷いて戦争を始めても、憲法の条文は何一つ変わっていないから問題ないということになるのだろう。」と断じた。私も、全く同じ思いである。

本判決に対し、原告団は、本年 9 月 1 日に控訴状を提出し、弁護団は、満腔の怒りと反省の元に控訴理由書を作成中である。大阪高裁での控訴審についても、多くの皆様のご支援とご協力をお願いしたい。

カンパ先

京都銀行 伏見支店 普通 3 9 3 7 5 1 5

安保法制違憲訴訟京都弁護団 事務局長 毛利 崇